

(様式 5)

平野生活と健康を守る会との協議等議事録（要旨）

平野区役所生活支援課

- 1 日 時 令和6年12月13日（金） 午後2時 ～ 午後4時
- 2 場 所 平野区役所 5階 501 会議室
- 3 団 体 名 平野生活と健康を守る会
- 4 協議等の趣旨 生活保護関係についての要望
- 5 出 席 者
(団体側)
代表者 他 29 人
(本 市)
平野区役所 11 人
- 6 議 事

(1) 保護の申請について（要望事項①）

[団体要望概要]

- ・生活歴やファミリーツリー、年金記録などたくさんの書類を書かなければいけないし、たくさんのかを質問され長時間かかるので大変である。これは保護の要件として必要なのか。初めに同意書を取っているのだからそれで調べることができるのではないか。提出する書類や質問される量も少なく、短時間で終わる区もあるので同じようにできないか。

[本市説明概要]

- ・必要書類は大阪市の規定で決まっているので、決まっている書類については提出していただく必要がある。年金記録やファミリーツリーについては規定で決まっている書類ではないが、職歴などの漏れを防ぐためにできるだけ本人に取りに行っていていただいている。もちろん区には調査権があるので、本人が行けなない場合は区の調査にゆだねていただくことも可能。扶養調査については、扶養照会を望まない親族等の聞き取りも必要なので、ご協力をお願いしたい。

(2) 保護の決定について (要望事項②)

[団体要望概要]

- ・保護の決定は申請後 14 日以内となっているが、14 日以上かかっているものが散見される。遅れている理由や進捗状況等を教えてもらうことは可能か。

[本市説明概要]

- ・個別に相談いただければお答えする。

(3) つなぎ資金について (要望事項③)

[団体要望概要]

- ・保護申請後、保護費受給までのいわゆる「つなぎ資金」の充実をして欲しい。更生援護資金があるが、金額 2,000 円では少ない。
フードバンクも、以前は区役所でもらえたのに今は遠くの平野本町まで取りに行かなければならない。もっと市民に寄り添った支援にできないか。

[本市説明概要]

- ・原資の増加を要望しているが実現できていない状況である。フードバンクについては区社会福祉協議会の制度を利用させてもらっている立場上、区役所から要望することは困難である。

(4) 住宅扶助について (要望事項④)

[団体要望概要]

- ・この 2~3 年で家賃が上がってきている。転居指導を受けた場合、単身だと基準額は 40,000 円。2 人世帯なら基準額は 48,000 円。二人世帯なら 2DK は必要だが、民間で基準額内の物件を探すのは困難である。7 人以上の世帯でも基準額 62,000 円だが、3LDK になると実際の家賃は 70,000 円にもなる。このように物件がなかなか見つからないので、基準額を超えて転居指導を受けていても、そのまま住み続けている人もいるという現状を知っておいてほしい。

(5) 公営住宅の当選について (要望事項⑤)

[団体要望概要]

- ・公営住宅の募集に応募したらケースワーカーに相談するのだが、家賃が安くなるにもかかわらず、ケースワーカーは最初に敷金や引越代を自弁できるのか聞いてくる。そうすると支給されないのではと悩み、あきらめてしまう。当選して相談した場合も同じである。毎年この問題が出てくる。他の自治体でも同じことがある。当団体の支援員が付き添った場合も同じことを言われたし、申請したいと言っても、「会議にかけてから」と言われた。申請させてから会議にかけるべきではないのか。申請し、却下されたら不服申し立てできるのに、これはその権利すら奪う行為でもある。まずは申請させることを徹底してほしい。またいつも思うのだが、ケースワーカーも相談されたら「検討するので

申請してください」と言うほうがストレスなくスムーズに仕事できるのに、まず断る方向に動くのはなぜか。これは水際作戦で、そういう指導をしているのでは、と勘ぐってしまう。

[本市説明概要]

・公営住宅に当選したら敷金等扶助できるという項目がないため、当選したから扶助しますとはならない。今の家賃が高すぎるから安い住居へ転居しなさいという転居指導の場合は敷金等扶助できるが、今の住居の家賃が基準額を超えていない場合は転居指導を行っていない。家賃が下がるからといって指導を行っていない人に扶助するという事になっていない。ただ当選した市営住宅の家賃が今より下がり安定した生活が送れるのなら、本人が希望したら検討させてもらう。ケースワーカーには相談があれば丁寧に説明し、申請の意思があれば申請してもらうように周知徹底してまいりたい。

(6) クーラーの設置について（要望事項⑧）

[団体要望概要]

- ・「エアコン（冷房器具）の設置費用について、生活保護制度において、いくらまでか条件を知りたい。見積りを出してから決定まで2〜3週間かかる。この間に在庫がなくなっていたことがあった。支給が遅いのはなぜか。せめて1週間以内にできないか。転居した場合、今の部屋についているエアコンの取り外し取り付け費用は保護費で出るのか。また市営住宅に引っ越した場合もエアコンの費用は支給されるのか。
- ・熱中症は命にかかわることでもあるので、もともとエアコンのない住宅に住んでいる場合や、エアコンが古くなり修理や買い替えが必要な場合は扶助してほしい。またエアコンのない住宅に住んでいる場合、劣悪な住居ということで転居指導はできないか。

[本市説明概要]

- ・保護の開始時や長期入院していて居宅を失われている方で、冷房器具の持ち合わせがない方にはケースワーカーより説明させていただいている。エアコンの購入費は今年度 67,000 円、設置費用実費分は扶助している。取り置きができなかったら同様品同額なら別商品であっても認めている。引越しの時の取り外し、取り付け費用についても扶助している。支給が遅いのは、大阪市では口座振込を推奨しており、こちらの事務手続き上、日にちがかかってしまう。現金払いもできなくはないが、現金払い日が週1回なので、結果的に口座払いのほうが早いこともある。エアコン備え付けの住居から、備え付けでない住居へ引っ越した場合は支給可能である。
- ・今の制度ではエアコンの修理や買い替えについては扶助できない。区社会福祉協議会の生活福祉資金の制度を使ってエアコンの修理や購入できることを案内している。エアコンのない住宅に住んでいる場合も、劣悪な住居での転居指

導にはならず生活福祉資金の案内を行うことになる。この制度を使った場合は原則保護費から分割で代理納付になる。

(7) 補聴器の購入の一時扶助について（要望事項⑨）

[団体要望概要]

- ・生活保護制度には支給対象になっていないとのことだが、医療機関の意見書等で扶助してもらえるなどの柔軟な対応はできないか。他の自治体では補聴器購入の補助金を支給しているところもあるが、大阪市ではそのような制度はないか。

[本市説明概要]

- ・補聴器については生活保護の制度上は扶助対象になっていないため、平野区だけが医療機関の意見書等で支給できる状況ではない。障がい者の制度に基づき給付される制度があるので、例えば身体障害者手帳等の取得等の申し出があれば担当をご案内する。補助金については、大阪市では今のところ制度としてはない。

(8) マイナンバーカードについて（要望事項⑮）

[団体要望概要]

- ・マイナンバーカードがなくても医療券で対応できるとのことだが、マイナンバーカードを持っている人はどうなるのか。

[本市説明概要]

- ・マイナンバーカードがある人は、マイナンバーカードを保険証のかわりに使用するという登録をご自身でしていただく必要がある。これは医療機関でもできるし、セブンイレブンのATMでもできると聞いている。その後区役所でどこの医療機関に行くのかの申請をし、マイナンバーカードを使用する旨を区役所の窓口伝えれば医療券は必要ない。医療券の代わりとして受診する場合は、医療券と同じように月1回申請する必要がある。意見書で対応する場合は最長6か月間申請不要である。ただし申請してから3日後に登録され受診できることになるので、もし今日すぐ医療機関に受診したい場合は、医療券を使用するほうが確実である。

(9) 葬祭扶助について（要望事項⑱）

[団体要望概要]

- ・単身世帯の保護受給者で親族がいない場合や、親族との関係が疎遠な場合の支給はどうなるのか。また葬祭扶助を申請したい親族が、他市町村に住んでいる場合の申請はどこにするのか。

[本市説明概要]

- ・葬祭される方がいない場合は、病院で死亡された場合は病院長より、自宅で死亡された場合は家屋管理者や家屋所有者に申請していただき、区役所で葬儀を行

う。他市町村に住む親族が申請する場合は、その方が住んでいる市町村に申請を行い、その親族が大阪市内に住んでいる場合は、亡くなられた方の区役所で申請することになる。この場合、申請者の月々の給与や口座のある金融機関の通帳等を持参いただき資力を確認する。生活保護は、死亡された時点でその方の保護は終了するので、その方の葬儀費用や部屋のあと片付けの費用等を扶助できない。あとは相続として親族の方が行うことになるので、その方の収入や資産では葬儀費用を出せないほど困っているのかを確認して葬祭扶助を行うことになる。